

第8章 事後調査の計画

8-1 事後調査の項目

対象事業に係る周辺環境への影響として、工事中は、建設の稼働、工事関連車両の運行、土地改変による影響、供用時は焼却施設及び破碎施設の稼働、廃棄物の搬出入車両や廃棄物の発生による影響が予想される。これらの内容について、生活環境や動植物に与える影響の程度を予測・評価した結果、前章までに記載したとおり、環境の保全に関する評価指標を満足すると予測された。但し、工事計画や施設計画について未確定の部分があることから、事業特性、関係地域の概況、調査、予測及び評価の結果を勘案し、予測の不確実性が高い項目として、表8-1-1に示すとおり、事後調査項目を選定した。

表8-1-1 事後調査を行う項目及びその理由

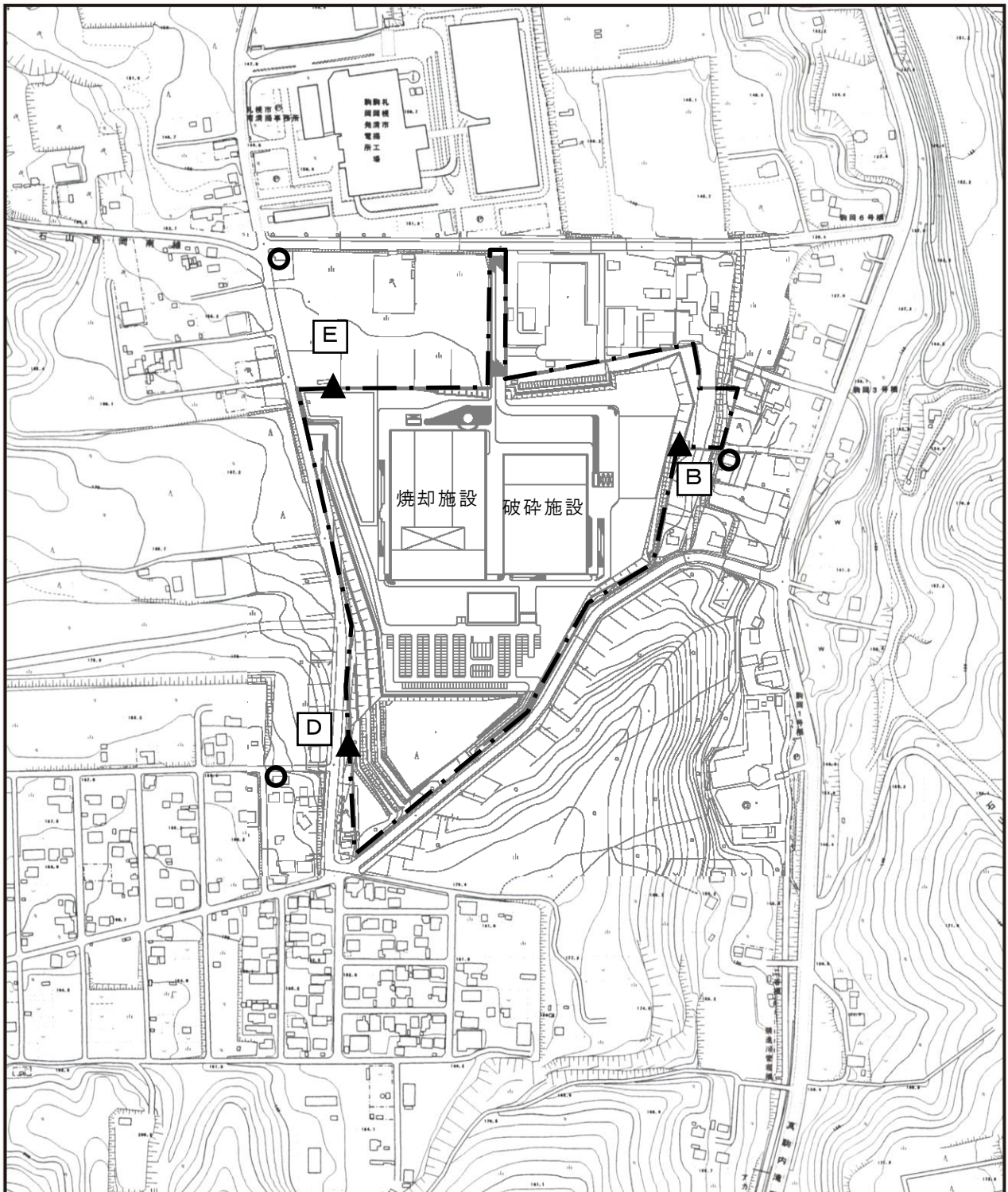
環境要素	項目	事後調査を行う理由
騒音	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は評価指標を下回っているが、工事計画の詳細は未確定であり、予測の不確実性がある。また、事業実施区域の周辺には住居が近接立地しており、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、事後調査を実施する。
	施設の稼働	施設の稼働に伴う騒音の予測結果は評価指標を下回っているが、設置する設備機器の詳細は未確定であり、予測の不確実性がある。また、事業実施区域の周辺には住居が近接立地しており、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、事後調査を実施する。
振動	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は評価指標を下回っているが、工事計画の詳細は未確定であり、予測の不確実性がある。また、事業実施区域の周辺には住居が近接立地しており、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、事後調査を実施する。
	施設の稼働	施設の稼働に伴う振動の予測結果は評価指標を下回っているが、設置する設備機器の詳細は未確定であり、予測の不確実性がある。また、事業実施区域の周辺には住居が近接立地しており、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、事後調査を実施する。
低周波音	施設の稼働	施設の稼働に伴う低周波音は、現駒岡清掃工場と同程度になるものと予測しているが、設置する設備機器の詳細は未確定であり、予測の不確実性がある。また、事業実施区域の周辺には住居が近接立地しており、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、事後調査を実施する。

8-2 事後調査の内容

事後調査の内容を表8-2-1に示す。

表8-2-1 事後調査の内容

環境要素	項目	事後調査内容	
騒音	建設機械の稼働	調査項目	時間率騒音レベル(Lx)
		調査時期	造成工事がピークとなる時期(1回)
		調査地点	敷地境界B地点、D地点、E地点
		調査方法	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「騒音に係る環境基準について」に記載の方法に準拠
	施設の稼働	調査項目	等価騒音レベル(LAeq)、時間率騒音レベル(Lx)
		調査時期	供用開始後(1回)
		調査地点	敷地境界B地点、D地点、E地点 近接住居B地点、D地点、E地点
		調査方法	騒音規制法に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制基準」及び「騒音に係る環境基準について」に記載の方法に準拠
振動	建設機械の稼働	調査項目	時間率振動レベル(Lx)
		調査時期	造成工事がピークとなる時期(1回)
		調査地点	敷地境界B地点、D地点、E地点
		調査方法	「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令)に記載の方法に準拠
	施設の稼働	調査項目	時間率振動レベル(Lx)
		調査時期	供用開始後(1回)
		調査地点	敷地境界B地点、D地点、E地点 近接住居B地点、D地点、E地点
		調査方法	「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令)に記載の方法に準拠
低周波音	施設の稼働	調査項目	低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベル、G特性音圧レベル
		調査時期	供用開始後(1回)
		調査地点	敷地境界B地点、D地点、E地点 近接住居B地点、D地点、E地点
		調査方法	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁大気保全局)に定める方法に準拠



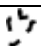

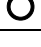
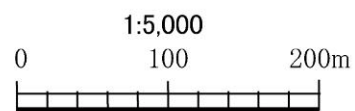
凡 例	
	事業実施区域
	事後調査地点(敷地境界)
	事後調査地点(近接住居)

図8-2-1 事後調査地点位置図



8-3 事後調査報告書の提出時期

事後調査の結果は、調査の項目ごとに、その結果を速やかにとりまとめ、札幌市長に提出するとともに、札幌市ホームページに掲載し、公表する。

なお、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいものとみなされる場合には、適切な環境保全措置を講じることとする。

8-4 定期的な検査

施設供用後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準等に基づき、下水道への放流水、ごみ質、排ガス、焼却残渣物等について定期的に検査を実施する。このうち、焼却炉の排ガスに係る検査内容は表8-4-1に示すとおりである。

これらの検査結果は、検査年報として札幌市ホームページに掲載し、公表する。また、焼却炉の燃焼温度など、連続測定をしている記録簿については、施設で閲覧できるようにするとともに、月ごとに運転状況報告書を取りまとめて札幌市ホームページに掲載し、公表する。

表8-4-1 焼却炉の排ガスに係る検査内容

項 目	測定頻度
ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物	6回／年
ダイオキシン類	1回／年
水銀	3回／年